

事 務 連 絡
令 和 3 年 7 月 9 日

食品衛生管理者の登録講習会
受講希望者 各位

公益社団法人日本食品衛生協会
公 益 事 業 部

令和 4 年食品衛生管理者の登録講習会
受講希望に関する調査について

当協会の事業運営に関しましては、平素より格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、食品衛生法第 48 条第 6 項第 4 号に基づく食品衛生管理者の登録講習会の開催を検討するにあたり、食肉製品製造業又は添加物製造業における当講習会の受講希望者数を把握するための調査を実施いたします。

本調査結果により受講希望者が一定数以上となった場合、開催についての検討を行い、自治体宛に開催のための登録申請を行います。また、標記講習会は新型コロナウイルス感染症への対策として、e ラーニングと集合形式の複合形式として実施することを検討しております。

つきましては、下記をご確認いただき、受講を希望される場合には、受講希望調査票によりご回答いただきますようお願い申し上げます。

なお、講習会実施の可否につきましては、受講を希望された方宛に 9 月末頃、メールにてご連絡いたします。

記

1. 受講資格

食品衛生法第 48 条第 6 項第 4 号の規定に基づき、以下の条件を満たす者

- (1) 学校教育法に基づく高等学校若しくは中等教育学校若しくは旧中等学校令(昭和 18 年勅令第 36 号)に基づく中等学校を卒業した者又は厚生労働省令で定めるところによりこれらの者と同等以上の学力があると認められる者
- (2) 食肉製品及び添加物の製造又は加工の衛生管理の業務に 2 年以上従事した者(当講習会受講時に衛生管理の業務経験が 3 年未満の者は、当講習会受講後、業務経験が 3 年を超えた時点で食品衛生管理者となることができます。)

2. 開催期日および会場

- (1) 開催期日：令和4年2月～令和4年8月(予定)
- (2) 会場：東京都

3. 講習科目

(1) 一般共通科目

公衆衛生概論、食品衛生法および関係法令、細菌学序論、食中毒学 等
9科目 132時間：予定

(2) 関係科目

業種ごとの科目の講義、実習、施設見学および臨地訓練 等

◇ 食肉製品関係科目 5科目 69時間：予定

(一般共通科目+関係科目 合計 14科目 201時間：予定)

◇ 添加物関係科目 5科目 69時間：予定

(一般共通科目+関係科目 合計 14科目 201時間：予定)

4. 受講料：303,519円/人(税込、予定)

(教材・テキスト代を含む。なお、開催会場までの交通費、宿泊費、食事代等の個人の費用は含まれておりません。)

5. 調査票の提出

令和3年8月31日(火)までに、次の方法にてご回答ください。

(1) 当協会ホームページ <http://www.n-shokuei.jp/>よりご回答の場合

メールフォーム (http://www.n-shokuei.jp/news/2021/eiseikanrisya_tyousa.html)
に必要事項をご入力下さい。

(2) メールやFAXでご回答の場合

①メール⇒別紙2様式にご記入いただき食品衛生推進課アドレス

shokuhin-suishinka@jfha.or.jp までご送信下さい。なお、件名に「食品衛生管理者 希望調査」とご記入下さい。

②FAX⇒別紙2様式にご記入いただき 03-3403-2881 までご送信下さい。

6. お問い合わせ先

公益社団法人日本食品衛生協会 公益事業部食品衛生推進課(担当：岡本、松本)

〒150-0001 東京都渋谷区神宮前 2-6-1

TEL 03-3403-2112 FAX 03-3403-2881

メール shokuhin-suishinka@jfha.or.jp

以 上

(担当：公益事業部食品衛生推進課)

公益社団法人日本食品衛生協会

公益事業部食品衛生推進課 宛

メール：shokuhin-suishinka@jfha.or.jp

なお、送信の際には件名に「食品衛生管理者 希望調査」とご記入下さい

FAX：03-3403-2881

当協会ホームページのメールフォームからご回答いただいた方は本紙への記入はいりません。

令和4年食品衛生管理者の登録講習会
受講希望調査票
 【令和3年8月31日(火)締切】

勤務先名：	連絡者名：
電話番号：	FAX 番号：
メールアドレス（必須）：	
所在地： 〒	
受講希望者名	受講業種(いずれかに○)
	添加物 食肉製品

※受講資格確認のため、以下の受講資格を有する場合はチェック✓してください

- 学校教育法に基づく高等学校若しくは中等教育学校若しくは旧中等学校令(昭和18年勅令第36号)に基づく中等学校を卒業した者又は厚生労働省令で定めるところによりこれらの者と同等以上の学力があると認められる者
- 食品衛生管理者を置かなければならない食肉製品並びに添加物の製造又は加工の衛生管理の業務に2年以上従事した者(いずれかの営業許可証のある事業所での実務経験が必要です)

※ 講習会実施の可否につきましては、受講を希望された方宛に9月末頃にご連絡いたします。
 (本調査票のご提出は、お申し込みではありません)